

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 異議申立人は、平成21年10月16日に、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「〇〇〇〇〇〇の①経審 H21年度に提出されたもの、②県建設工事指名願いH22.23年度、③H20年の12月～平成21年10月16日までの〇〇〇〇削除及び④違反の改善報告書簿 H20年7月～H21年10月16日」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書を、上記①から④に対応するものとして、以下のように特定した。

〇〇〇〇〇〇（岡山県知事許可〇〇〇〇〇〇）に関する次の文書

①経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（平成21年度に提出したもの）（以下「文書①」という。）

②平成22.23年度岡山県建設工事入札参加申請書（以下「文書②」という。）

③技術者（〇〇〇〇）の削除（平成20年12月～平成21年10月16日）（以下「文書③」という。）

④違反の改善報告書簿（平成20年7月～平成21年10月16日）（以下「文書④」という。）

その上で、実施機関は、文書①については、条例第7条第6号に該当することを理由として、文書②及び③については、当該公文書は取得していないため保有していないことを理由として非開示とし、また、文書④については、請求の内容が建設業法（昭和24年法律第100号）に違反したことに係る指導状況等に関する情報であり、当該内容を含む文書が存在しているか否かを明らかにすること自体が条例第7条第3号の非開示情報である事業活動情報を開示することになるとして、存否の応答を拒否することとし、公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成21年10月26日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成21年12月1日に、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成21年12月9日付けで、岡山県行

政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消（破棄）して上記文書④の開示決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

社会正義実現と社会秩序の維持と公共の福祉向上のため、公益上の裁量的開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 文書④の存否応答拒否について

当該文書については、建設業法違反に係る建設業者に対する指導状況等に関する情報であるので、当該内容を含む文書が存在しているか否かを明らかにすることにより、当該法人に競争上不利益を生ずるおそれがあると判断したため、非開示（存否応答拒否）としたものである。

なお、当該文書は、建設業法違反に係る県の指導方針等に関する内容も含むため、条例第7条第6号「県の機関が行う事務又は事業の性質上、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」にも該当すると考える。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、社会正義実現と社会秩序の維持と公共の福祉向上のため、公益上の理由による裁量的開示を求めているが、非開示情報は事業活動情報であり、非開示により保護される利益に優越する公益上の理由があるとは認められない。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、文書④である。

2 本件対象公文書に係る条例上の非開示条項等について

（1）条例第7条第3号（事業活動情報）の規定について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営

む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」を非開示とすることを規定している。

これは、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重しつつ、法人等の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し保護する観点から、公にすることにより、事業を行う者の競争上の地位又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報が記録されている公文書を非開示とすることを定めたものである。

(2) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の規定について

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定しており、対象公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、非開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により開示することができることを定めたものである。

(3) 条例第10条（公文書の存否に関する情報）の規定について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定しており、通常、開示請求に対しては当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにした上で開示決定等をすべきであるが、その例外として公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる場合について定めたものである。

3 非開示条項該当性等の具体的検討について

実施機関は、本件開示請求のように特定業者が建設業法に違反したことに係る指導状況等に着目して開示請求が行われた場合には、当該情報を含む文書の存否を答えるだけで、特定の業者に係る指導状況等に関する情報を明らかにすることとなり、条例第7条第3号に規定する事業活動情報を開示することとなることから、非開示決定（存否応答拒否）したと説明する。一方、異議申立人は、社会正義実現と社会秩序の維持と公共の福祉向上のため、公益上の裁量的開示を求めると主張しているので、以下で、上記2で示した非開示条項、公益上の理由による裁量的開示及び公文書の存否に関する情報の規定を基準として、特定の業者が建設業法に違反したことに係る指導状況等に着目して行われた開示請求について、存否応答拒否を行うことが妥当か否かについて検討する。

(1) 条例第7条第3号（事業活動情報）該当性について

一般に、特定の建設業者が建設業法に違反したために指導を受けた場合に、その指導状況等に関する情報が公になると、当該建設業者に対する社会的信用を低下させ、当該建設業者と取引先との関係が悪化することにより、新たな建設工事の受注が困難になることが予想されるなど、当該建設業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれは否定できないものと認められる。よって、建設業法違反に係る建設業者に対する指導状況等に関する情報は、条例第7条第3

号で規定する非開示情報である「法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」に該当すると認められる。

(2) 条例第10条（公文書の存否に関する情報）該当性について

本件開示請求は、特定の建設業者が建設業法に違反したことに係る指導状況等の情報を含む公文書の開示を求めるものであるが、仮に本件対象公文書が存在するとして、その存在が明らかになったときには、当該公文書の内容を非開示とした場合であっても、当該建設業者が過去に建設業法違反により指導を受けた事実の存在を明らかにすることとなり、当該建設業者に対する社会的信用を低下させ、当該建設業者と取引先との関係が悪化することにより、新たな建設工事の受注が困難になることが予想されるなど、当該建設業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれは否定できないものと認められる。

また、仮に本件対象公文書が存在しない場合に、不存在を理由として非開示決定を行うこととすると、その裏返しとして、対象公文書が存在する場合にのみ存否の応答を拒否することとなり、別の事案において存否の応答拒否をした場合に、当該事案の請求者をして存否応答拒否の対象となった公文書の存在を推認せしめることとなり、条例第10条の趣旨を没却することとなるので、本件対象公文書が不存在の場合にも、その存否の応答を拒否すべきである。

したがって、当該公文書の存否を明らかにすること自体が上記（1）で検討した条例第7条3号に規定する非開示情報を明らかにすることとなるので、条例第10条の規定に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した実施機関の決定は妥当であると認められる。

(3) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の適用の可否について

異議申立人は、条例第9条の適用による開示を求めているものの、同条が適用されるべき公益上の理由についての具体的な主張はなされておらず、上記（1）及び（2）において非開示とされている情報を保護する利益に優越する公益上の理由は特段見当たらないことから、条例第9条を適用する必要性は認められない。

4 結論

以上により、実施機関が公文書非開示決定をした本件処分については妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成21年12月9日	実施機関から諮問を受けた。
平成22年1月5日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。

平成22年3月17日	異議申立人から意見書が提出された。
平成23年11月11日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成23年12月9日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成24年2月17日 (審査会第3回目)	異議申立人の意見陳述の聴取を行った。
平成24年3月23日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成24年5月18日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。
平成24年7月20日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏名	職名	備考
会長 中村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
井 田 千津子	弁護士	
進 藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	
釜 瀬 司	岡山県広域水道企業団 事務局長	